

写

平成 22 年 6 月 15 日

各県民事務所廃棄物担当課長殿

資源循環推進課長

建物解体等から発生する混合廃棄物等をふるい等で選別処理した残さについて（通知）

建物解体等から発生する混合廃棄物等をふるい等で選別処理した残さについては、これまで産業廃棄物が混入している場合は産業廃棄物として適正に処理するよう指導しているところですが、平成 20 年 5 月に豊明市内で、平成 20 年 9 月に半田市内で、平成 21 年 9 月には蒲郡市内で埋め立て材や埋め戻し材と称して不法投棄するといった事件が発生しています。

このような残さについては、平成 20 年度に行った県内調査でも処理方法等で廃棄物か否かの判断はできず、処理前廃棄物の種類を勘案し、従来と同様廃棄物混入の有無について確認が必要です。

ついでには、建設解体等から発生する混合廃棄物等については今後とも下記のとおり取り扱い、産業廃棄物の適正処理に向け指導の徹底をお願いします。

#### 記

- 1 土砂を含んでいない混合廃棄物をふるい等で選別処理した残さについては、産業廃棄物に該当するので、適正に処分するよう指導すること。
- 2 土砂混じりの混合廃棄物処理残さの廃棄物該当性については、処理前廃棄物の性状、処理方法・能力を勘案するとともに、廃棄物の混入が認められる場合は産業廃棄物として適正に処理するよう指導すること。

なお、解体混合廃棄物（通称ミンチ）については、廃棄物と土砂を完全に分離できていない現状を踏まえ、当面の間、選別後の残さは廃棄物として適正に処分するよう指導すること。

また、既に、産業廃棄物処分業許可申請時にミンチの選別後残さを誓約書（処理後の残土に廃棄物が混入している場合は当該廃棄物を処分できる処分場で処分する）付きで受理している場合は、申請時の事業計画の見直し等の指導も併せてお願いします。

連絡先 資源循環推進課

廃棄物監視指導室 監視グループ

電話 052-954-6238（ダイヤルイン）